

DX推進人材育成研修業務 要求水準書

1 委託業務名

DX推進人材育成研修（中間管理職向け）実施業務

2 目的

中小企業におけるDX推進人材を育成する。

3 委託契約期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

4 委託業務の内容

別紙1（研修内容）のとおり。

5 委託の範囲

- （1）管理運営：委託業務全体の管理運営、実績報告書の作成
 - （2）事業実施：研修の企画・実施、募集のための資料作成（A4一枚程度）、講師会場手配、参加企業へのオンライン接続等のサポート、欠席者へのサポート、実施における備品手配、アンケート対応
- ※対面実施の際の会場手配・費用負担は財団にて実施

6 業務委託限度額

委託料の上限は7,436,000円（税込み）とする。

7 その他

- （1）本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- （2）委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。
- （3）受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- （4）受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2（個人情報取扱特記事項）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- （5）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （6）その他不明な点は、双方の協議により決定する。

別紙1（研修内容）

1. 目標：受講者がDXの知識・スキルを用いて自社のコンサルティングができ、企画の立案や実行にむけて取り組み始めが出来ること

2. 研修内容：①DX必要性の理解 ②DXの実現性を高める知識・スキルの習得 ③DX推進人材として自走化の支援

3. 対象者：中小企業で働く中間管理職（経営面と運営面にある程度精通している方）

※IT系出身者ではないものの、業務においてPC・IT・WEB等を活用している（IPAスキル基準におけるレベル1～2程度）

IPAスキル基準について <https://www.ipa.go.jp/jinzai/itss/itss7.html>

4. 参加企業数：10社20名まで ※最終研修は各社ごと5名まで参加受付（最大50名）

5. 開催日程：9月～11月にて7日間程度（予定）

6. 研修内容詳細イメージ

	1	2	3	4	5
研修内容	DX について	DXの知識・ スキル習得	DX推進に向けた 分析・開発手法の習得	DX推進に向けた 実践講座	各社ごとDX関連の 研修提供
日数 (全7日程度)	1日程度	1～2日間程度	1～2日間程度	1～2日間程度	1日程度
形式	ZOOM/対面開催 どちらでも対応可能であること				
内容詳細 イメージ	・DX 基礎知識習得 ・研修全体の流れの理解 自社分析→課題把握→解 決方法検討→計画策定→ 実践	・DX推進に不可欠な ITツール知識・トレンド・ リテラシーの獲得	・自社分析手法の習得 ・業務フローの可視化	・自社プロジェクト の立ち上げ方 ・DX戦略の企画書作成 ・外部提案評価	・各社の課題解決に 向けた各研修
備考	・必要に応じてEラーニング等を提供すること ・講義のみでなく、ワークショップ等を活用した研修とすること				

別紙 2（個人情報取扱特記事項）

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は 不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう